

給水装置工事施行基準

令和2年6月改訂

瑞穂市

2003年 平成15年度 制定

2011年 平成23年度 第1回改訂

2020年 令和2年度 第2回改訂

目 次

第1章 総則

1-1	目的	・・・・・・・・1
1-2	給水装置の定義	・・・・・・・・1
1-3	給水装置工事の種類	・・・・・・・・1
1-4	給水装置の構造及び材質	・・・・・・・・2
1-5	給水方式	・・・・・・・・2

第2章 給水装置工事の設計

2-1	設計の基本	・・・・・・・・4
2-2	施工の範囲	・・・・・・・・6
2-3	事前調査	・・・・・・・・6
2-4	設計図の作成	・・・・・・・・7
2-5	設計図の表示記号	・・・・・・・・8
2-6	止水設備の設置	・・・・・・・・8
2-7	量水器の設置	・・・・・・・・9
2-8	埋設基準	・・・・・・・・10
2-9	分岐工事	・・・・・・・・10
2-10	給水管布設工事	・・・・・・・・11
2-11	管の防護	・・・・・・・・11

2-12	開渠の横断	・ ・ ・ ・ ・ 12
第3章 給水装置工事の使用材料		
3-1	給水管	・ ・ ・ ・ ・ 13
3-2	使用資材	・ ・ ・ ・ ・ 13
第4章 給水装置工事主任技術者の職務等		
4-1	給水装置工事主任技術者の職務等	・ ・ ・ ・ ・ 14
4-2	給水装置工事主任技術者免状の返納	・ ・ ・ ・ ・ 14
第5章 給水装置の施工		
5-1	一般事項	・ ・ ・ ・ ・ 16
5-2	土工事	・ ・ ・ ・ ・ 16
第6章 給水装置工事の完成検査		
6-1	完成届等	・ ・ ・ ・ ・ 19
6-2	工事写真	・ ・ ・ ・ ・ 19
6-3	完成検査の実施及び工事検査手数料	・ ・ ・ ・ ・ 19
6-4	指摘箇所への処置	・ ・ ・ ・ ・ 19
第7章 貯水槽水道		
7-1	貯水槽水道	・ ・ ・ ・ ・ 21
7-2	小規模貯水槽水道	・ ・ ・ ・ ・ 21
7-3	小規模貯水槽水道の構造設備基準	・ ・ ・ ・ ・ 21

第8章 給水装置工事の事業の運営に関する基準

8-1 給水装置工事の事業の運営に関する基準 24

別表 26

別紙1

別紙2

写真撮影要領

【第1章 総則】

1-1 目的

この基準は、瑞穂市給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）第3条の規定により、給水装置の設計及び、施行についての基準を定めることを目的とする。

1-2 給水装置の定義

給水装置とは、瑞穂市給水条例（以下「条例」という。）第3条の規定により、需要者に水を供給するために、市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

1-3 給水装置工種の種類

(1) 新設工事

水道のない建築物あるいは箇所新たに給水装置を設置する工事をいう（新規加入の場合）。

(2) 改造工事

給水管の口径変更、管種変更、給水栓の増設又は減らすための工事、分岐箇所の変更、メーター位置変更工事など、給水装置の原形を変える工事をいう。

(3) 撤去工事

給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう（この工事を施行することにより当該給水装置は全く消滅することになる。）。

(4) 修繕工事

水道法（以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

※ 需要者から修繕工事の依頼を受けた場合は、速やかに修理を行い上水道課に報告すること（原則として、修理完了後、3日以内に報告すること）。ただし、速やかに修理できない場合（漏水場所不明等）は、速やかに上水道課にその旨を報告すること。

法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

1-4 給水装置の構造及び材質

給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）によること。

水道法施行令（抜粋）

第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
 - 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直結連結されていないこと。
 - 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

1-5 給水方式

給水方式には、直結直圧式、直結増圧式、受水槽式及び直結・受水槽併用式があり、その方式は、給水栓の高さ、需要者の必要とする水量、水の使用用途、維持管理面を考慮し決定すること。

(1) 直結式

- ① 直結式には、配水管の水圧を利用して直接給水する直結給水式と、給水管の途中に増圧装置を設置し給水する直結増圧式とがある。また、これらを併用する方法もある。
- ② 直結直圧式は、原則として3階までの建物に給水する場合とする。ただし、4

階以上10階程度までの中高層建物で、上水道課と事前協議を行い、必要な水量、水圧を安定的に供給できると判断された場合に限り5階までの直結直圧式、10階程度までの直結増圧式で給水することができる。

(2) 受水槽式

受水槽式とは、受水タンクを設け配水管からの給水を一度これに溜めてから給水する方法で、直結式と異なり間接的に給水するものである。

受水槽式給水の主なものは、次のとおりである。

① 高置水槽式

受水槽式給水の最も一般的なもので、受水槽を設けて一旦これに受水したのち、ポンプで更に高置水槽へ汲み上げ、自然流下により給水する方式である。

② 圧力水槽式

小規模の中層建物に多く使用されている方式で、受水槽に受水したのち、ポンプで圧力水槽に貯え、その内部圧力によって給水する方式である。

③ ポンプ直送式

小規模の中層建物に多く使用されている方式で、受水槽に受水したのち、使用水量に応じてポンプの運転台数の変更や回転数制御によって給水する方式である。次のような場合には、受水槽式としなければならない。

① 災害時、事故、工事等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合

② 一時的に多量の水を使用するとき又は使用水量の変動が大きいときなど、直結給水にすると配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合

③ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合

④ 薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水質を汚染するおそれのある場合。

⑤ 需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合

⑥ その他市長が受水槽方式の給水が適当であると判断する場合

(3) 直結・受水槽併用式

直結・受水槽併用式は、一つの建物で直結式、受水槽式の両方の給水方式を併用するものである。

【第2章 給水装置の設計】

2-1 設計の基本

需要者の必要な給水量と水質が不安なく保持でき、かつ、便利で低廉な給水装置を適正に計画することであり、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 給水装置全体が所要水量を満たし得るものであること。
- (2) 給水管内に逆流するおそれのある装置や構造であってはならない。また、その様な給水用具を使用してもならない。使用方法により逆流のおそれのある器具を用いる場合は、有効な逆流防止器具を取り付けるものとする。
- (3) 水撃作用（ウォーターハンマー）を生じやすい給水用具を施工してはならない。
- (4) 必要箇所に排水装置を施して給水管内に死水（腐れ水）の生じないようにすること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するため適当な措置を講ずること。
- (6) 給水装置に特殊器具を設備する場合は、市長の許可を得なければならない。
- (7) クロスコネクションをしてはならない。次のものは給水装置との連結を禁止する。
 - ① 受水槽以降の配管
 - ② 冷凍機等の特殊機器及びその配管
 - ③ プール、浴場等の循環用の配管
 - ④ スプリンクラー等の消火設備（直結スプリンクラーのみの給水装置は別途、上水道課と協議を要する。）
 - ⑤ ポンプ類の冷却水用の配管
 - ⑥ 井水、農業用水、工業用水、雨水等の配管
- (8) 受水槽、流し、洗面器、浴槽等に給水する場合は、給水栓の吐水口と水受け容器の越流面との間に必要な吐水口空間を確保すること。
 - ① 吐水口空間とは、給水装置の吐水口端から越流面までの垂直距離をいう。
 - ② 越流面とは、洗面器等の場合は当該水受け容器の上端をいう。また、水槽等の場合は立取り出しにおいては越流管の上端、横取り出しにおいては越流管の中心をいう。
 - ③ 確保すべき吐水口空間としては、
 - ア 呼び径が25mm以下のものは、構造及び材質基準に係る事項の規定の吐水口

空間④アによること。

イ 呼び径が25mmを超える場合は、構造及び材質基準に係る事項の規定の吐水口空間④イによること。

なお、25mm超は、日本空気調和・衛生工学会規格に準拠したもの。

④ 規定の吐水口空間

ア 呼び径が25mm以下のものについては、次表によること。

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B	越流面から吐水口の中心までの垂直距離 A
13mm以下	25mm以上	25mm以上
13mmを超え20mm以下	40mm以上	40mm以上
20mmを超え25mm以下	50mm以上	50mm以上

注① 浴槽に給水する場合、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は50mm未満であってはならない。

② プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は、200mm未満であってはならない。

③ 上記①及び②は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

イ 呼び径が25mmを超える場合にあっては、次表によること。

区 分			越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
		壁からの離れ B	
近接壁の影響がない場合			1.7d' + 5mm以上
近接壁の影響がある場合	近接壁1面の場合	3d以下	3.0d'以上
		3dを超え5d以下	2.0d' + 5mm以上
		5dを超えるもの	1.7d' + 5mm以上
	近接壁2面の場合	4d以下	3.5d'以上
		4dを超え6d以下	3.0d'以上
		6dを超え7d以下	2.0d' + 5mm以上
		7dを超えるもの	1.7d' + 5mm以上

注① d：吐水口の内径（mm） d'：有効開口の内径（mm）

② 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をdとする。

③ 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

④ 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は50mm未満であってはならない。

⑤ プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は

薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は200mm未満であってはならない。

⑥ 上記④及び⑤は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

- (9) 別個のメーターで計量されている給水装置を連結してはならない。
- (10) 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易にできるようにすること。
- (11) 他の所有する給水装置から分岐し、又は、所有者の異にする地所を通過するときは、利害関係者の承諾書又は同意書を設計図に添付すること。
- (12) 口径変更する場合（例 メーター口径 $\phi 13\text{mm}$ から $\phi 20\text{mm}$ に変更する場合）、旧口径の引き込みは、配水管分岐部分にて閉栓し、新規口径の引き込みを行うことを原則とする。この工事に伴う工事費は、申請者負担とする。
- (13) 開発等に伴い道路を設置する場合は、本管（ $\phi 50\text{mm}$ 以上）を埋設するものとし、施設を市に無償で帰属するものとする。但し、位置指定道路等、私道において給水管で施工を希望する場合、原則として公私境界線から1m以内の場所に量水器ボックスを設置する。これに抛り難いときは、埋設用仕切弁及び止水栓ボックスを設置し、市の管理区分はこの仕切弁までとする。
- (14) 新設がメーター口径 $\phi 13\text{mm}$ にて引き込みを行う場合、水圧の安定性を考慮し、宅内上水道装置を9口までとする。

メーター口径が $\phi 13\text{mm}$ で宅内上水装置が10口以上になる場合、原則メーター口径を $\phi 20\text{mm}$ 以上に口径変更すること。なお、市との協議によるときは、この限りではない。

2-2 施工の範囲

給水装置工事は、市長又は指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が施行する。

指定工事業者が給水装置に関する工事を施行するときは、給水装置工事申込書及び施工承認申請書（様式第1号）を工事着工前に提出し、市長の承認を受けなければならない。市長は、当該工事施工場所の地番確認のため公図の提出を求めることがある。

2-3 事前調査

調査に当たっては、次の事前調査及び現場調査を十分行い、設計に必要な資料を収集

すること。

- (1) 給水区域の範囲
- (2) 新設及び増径の場合は、配水管の位置、管径、水圧及び所要水量等給水上必要な関係事項
- (3) 工事申込者、使用者等（住民登録地等を含む。）
- (4) 既設地下埋設物（N T T地下ケーブル、ガス管等）
- (5) 関係のある既設給水装置。
- (6) 道路の幅員、舗装種別及び交通規制（定期バス、工場、倉庫等への大型車の出入り）等
- (7) 道路、河川、水路等の占用掘削及び河川保全区域等
- (8) 工事による公害対策等
- (9) 他人の給水装置からの分岐又は他人の所有地に布設する場合、その土地又は建物の所有者等
- (10) 給水管の布設位置
- (11) 使用人員、使用水量、用途及び使用期間
- (12) 量水器及び止水栓の設置位置
- (13) 給水口の位置と取付器具の種類及び数量
- (14) 建築設備図と関係図面

2-4 設計図の作成

設計図は、次に掲げる要領で作成すること。

(1) 縮尺

図面の縮尺は、原則として1/100とする。ただし、団地、ビル等のように広大な敷地を有するものについては、必要に応じて1/500までの縮尺とする。なお、記入不可能な場合は別紙とし、日本工業規格A4版に折りたたみ、添付すること。

(2) 方位

方位は、原則として図面の上方を北とするが、やむを得ない場合は変更しても良い。ただし、必ず方位を明記すること。

(3) 単位

延長の単位は全てメートル（少数第1位まで 例：13.0m）、口径の単位はミリメートルとする。ただし、鋼管、給水栓及びバルブ類については、A又はB記号で表す。

(4) 位置図

位置図には、方位、道路、目標となる付近の建物及び申請箇所を記入すること。
(住宅地図の写しを貼り付けてもよい。)

(5) 平面図

平面図には、次に掲げる事項を記入すること。

- ① 道路（公道、私道の別及び幅員）、水路、側溝及び敷地の境界
- ② 建物（間仕切り）及び既設の構築物等
- ③ 配水管の埋設位置、埋設深度、管種及び管径
- ④ 給水装置の配管（位置、口径、距離、材質等）
- ⑤ 配水管からの分岐材料名（サドル分水栓、丁字管、チーズ等）
- ⑥ 立上がり管の管種、管径
- ⑦ その他、工事に必要な事項

(7) 詳細図

特に複雑で分かりにくい箇所のみを取り出して表示したり、配管状態を明らかにするために、その骨組み等を図示する。

(8) 承認図

給水装置に特殊器具及び、受水槽を設備する場合

(9) 完成図

完成図は、完成届に添付し提出すること。

配水管より給水管を分岐した場合は、配水管からの分岐位置、深度及びその分岐から量水器までの給水管の埋設位置、深度を明記すること。

2-5 設計図の表示記号

給水工事設計図面に使用する記号には、別表による表示記号を用いること。なお、その他平面図等に使用する記号については、空気調和・衛生工学会規格（HASS001 図示記号）仕様に準じること。

2-6 止水設備の設置

止水栓は、給水開始や中止及び装置の修繕、その他の目的で給水を停止又は制限するものに用いる器具である。

- (1) 止水設備は、止水栓を量水器の前後に用い、その位置は、原則として敷地部分の道路境界線の近くとすること。
- (2) 量水器の前に設置する止水栓は、原則として、メーター直結伸縮止水栓を用い、3階給水及び共同住宅等において戸別に量水器を設置する場合（この場合は、2階給水以上）は、逆止弁付直結止水栓を用い、維持管理上支障がないよう、量水器ボックス内に設置すること。
- (3) 量水器の後に設置する止水栓は、スルースバルブ、埋設用仕切弁等を用い止水栓ボックス内に設置すること。

2-7 量水器の設置

- (1) 量水器は、1構毎に給水栓より低位かつ水平に維持管理上支障がないよう量水器ボックス内に設置すること。
- (2) 量水器の設置場所は、原則として公私境界線に最も近接した敷地内（原則として、公私境界線より1m以内）で、配水管分岐部分からの延長線上とし、点検及び取替作業が容易であり、乾燥して汚水が入りにくく、外圧による破損、凍結のおそれのない場所に設置すること。
- (3) 止むを得ず量水器の設置場所を配水管分岐部分からの延長線上から1m以上移動する場合は、折点に埋設用仕切弁及び止水栓ボックスを設置する。なお、市の維持管理は、配水管分岐部分よりその仕切弁までとする。
- (4) 量水器の器種によっては、量水器前後に所定の直管部を確保するなど計量に支障を生じないようにすること。
- (5) 量水器は、市の定める規格のボックスにて保護し、検針、点検に差し支えない深さに保たねばならない。

共同住宅等において戸別に量水器を設置する場合、1階の量水器ボックスの蓋は青色、2階の量水器ボックスの蓋は黒色を使用し、蓋の裏側にはラベルを貼り付け部屋番号を明記すること。

Φ50mm以下の量水器ボックスは、市長の定める規格品を用いること。50mmを超える場合は、現場打ちの量水器ボックスを設け、上部蓋は、2枚以上とし手掛け

及び検針、点検用の小窓を設け、更に相互に移動しない構造とすること。

- (6) 共同住宅等において、戸別（室別）毎に量水器を設置する場合は、建物に向かって右側から1階、2階、3階の順序で量水器を並べて設置すること（別紙2参照）

2-8 埋設基準

給水管の埋設深度は、次表を標準とするが、公道部分については現地の状況（歩道等）により、道路管理者との協議の結果決定する。

管種	区 分	
	公道	宅地
鋳鉄管	0.7m以上	0.3m以上
鋼管	0.7m以上	0.3m以上
銅管	0.7m以上	0.3m以上
ポリエチレン管	0.7m以上	0.3m以上
硬質塩化ビニール管	0.7m以上	0.3m以上

※既設道路構造物との離隔を十分確保すること。

2-9 分岐工事

配水管又は給水管から新たに給水管を取り出す工事をいう。

- (1) 石綿セメント管、塩化ビニール管及び鋳鉄管（ダクタイル鋳鉄管）に分水栓を取り付ける場合は、サドルを使用すること。
- (2) 取り出す給水管の口径は、配水管の口径より小さいこと（配水管と同口径で取り出す場合は、上水道課と協議すること。）。
- (3) 取り出す給水管の口径が、 $\phi 20\text{mm}$ 以下の場合、配水管からの分岐は $\phi 20\text{mm}$ とし、量水器手前でメーター用ポリ管継手にて口径ダウンするものとする。
- (4) 配水管に取りつける分水栓の間隔は50cm以上とすること。ただし、既設管状況等により施工が困難な場合は、承諾を得て30cmまでとすることができる。
- (5) 異形管には分水栓を取り付けないこと。
- (6) 石綿セメント管から分岐する場合は、管端から50cm以上離すこと。
- (7) 配水管から分岐する給水管は、道路に対して直角に配管すること。
- (8) 道路交差点内において、仕切弁と仕切弁の内側から分岐してはならない。
- (9) 鋳鉄管からの分岐には、密着銅コアを挿入すること。
- (10) 穿孔機は確実に取り付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。

(11) 同一所有者の区画で、借家、共同住宅などに給水する場合は、取出し箇所を1箇所とし、仕切弁を設置すること。

仕切弁の設置位置は、道路に近接し、仕切弁の操作に支障のない宅地内に仕切弁を設置すること。この仕切弁以降において、それぞれ戸別に分岐すること。この場合、市の維持管理は、配水管分岐部分よりその仕切弁までとする。

2-10 給水管布設工事

- (1) 工事施行に必要な諸手続きは、法及び水道法施行規則で定められた様式に従い、着工前に許可を得なければならない。
- (2) 給水管及び配水管を布設する場合は、埋設明示シート（配水管の場合W=15cm、給水管の場合W=7.5cm）を布設すること。
- (3) 道路内に配管する場合は、その占用位置を正確に配管するとともに他の埋設物との間隔は、30cm以上保つこと。
- (4) 敷地内に配管する場合は、できる限り直線配管とし、管延長はできる限り短くすることが望ましい。
- (5) 地盤沈下、振動等により破壊が生じるおそれがある場所にあつては、伸縮性又は可とう性を有する給水装置を設置すること。
- (6) 立ち上がりや、横走り部分で露出配管となる箇所は、適当な間隔で建物に固定すること。
- (7) 接合用シール材又は接着剤等は、水道用途に適したものを使用すること。
- (8) 行き止まり配管等水が停滞する構造としないこと。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合には、末端部に排水機構を設置すること。
- (9) シアン、六価クロム、その他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は、取り扱う施設に近接して設置しないこと。
- (10) 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所にあつては、当該油類が浸透するおそれのない材質の給水装置を設置し、又は、さや管等により適切な防護のための措置を講じること。
- (11) 埋戻しの際は、良質土又は保護砂を用いて適切な締固めを行い、管の保護を行うこと。

2-11 管の防護

- (1) 凍結のおそれのある部分については、凍結防止のため、適当な保温材で被服し、又は、室温の高い所への配管は結露しやすいので、防露被服等の処置を講ずること。
- (2) 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所にあつては、非金属性の材質の給水装置を設置し、又は、絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講じること。
- (3) 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所にあつては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質の給水装置を設置し、又は、防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置を講じること。

2-12 開渠の横断

給水管が開渠を横断する場合は、原則下越しとする。ただし、掘削深が1.8 m以上、水路幅3.0 m以上の場合は市（上水道課、水路管理者等）、その他施設管理者との協議の上、上越しも可能とする。横架せざるを得ないときは、水路の流水断面に影響がないよう、水路の高水位以上の高さに架設すること。なお、架設又は下越し横断のいずれの場合も、堅固なサヤ管等を用いて防護するとともに、防寒、防食、環境等による温度変化についても十分考慮する必要がある。

【第3章 給水装置工事の使用材料】

3-1 給水管

配水管の分岐点より止水栓までの給水管は、水道用ポリエチレン管（2層管）を使用すること。ただし、口径が50mmを超える管及び市長が必要と認めるものについては、この限りではない。

3-2 使用資材

給水装置の内、分水栓、分水栓継ぎ手、止水栓、量水器、量水器継ぎ手及び量水器ボックス（量水器呼び径50mm以下）は、市の指定以外は使用してはならない。

使用する給水材料は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合するものでなければならない。

【第4章 給水装置工事主任技術者の職務等】

4-1 主任技術者の職務等

(1) 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

① 給水装置工事に関する技術上の管理

工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査までに至る一連の過程における技術面での管理をいい、調査の実施、給水装置の計画、工事材料の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な資機材の手配、施工管理及び工程毎の工事の仕上がり検査（品質検査）等がこれに該当する。

② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査までに至る一連の過程において、工事品質の確保に必要な従事者の役割分担の指示、品質目標、工期等の管理上の目標に適合する工事の実施のための従事者に対する技術的事項の指導、監督をいう。

③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認

給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置の設置を確保するために行う。基準に適合する材料の選定、現場の状況に応じた材料の選定（例えば、対浸食性のある材料や耐寒材料の使用）、工程毎の検査等による基準適合性の確保、竣工検査における基準適合性の確保をいう。

④ 給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ アの工事及び給水管の取付口から水道メーターまでの工事に係るの工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事の完成した旨の連絡

(2) 給水装置工事に従事する者の責務

給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

4-2 給水装置工事主任技術者免状の返納

法第25条の5条3項の規定により厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交

付を受けている者が水道法に違反したときは、給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。この命令に従わなかったときは、水道法第57条の規定により、罰則の適用がある。

水道法（抜粋）

第57条 正当な理由がないのに第25条の5第3項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返納しなかつた者は、10万円以下の過料に処する。

【第5章 給水装置工事の施工】

5-1 一般事項

施工に当たっては、次の事項に注意すること。

- (1) 関係官公署の許可及び利害関係者の承諾書等を確認すること。
- (2) 公衆災害防止のため、関係法令及び許可条件に基づき保安設備等を設置すること。
- (3) 公害防止のため、騒音、振動等で迷惑をかけないように注意すること。
- (4) 地下埋設物については、必要に応じて各企業体に立会いを求め、確認のうえ、施工すること。
- (5) 施工の途中で変更の必要が生じた場合は、直ちにその旨を報告し市長の指示に従うこと。工事を延期又は取消する場合は、給水装置工事施工延期申請書又は給水装置工事申込取消届を別紙様式により提出すること。
- (6) 断水を行うときは、指定工事業者は、断水の2～3日前までに別紙様式により、給水装置工事断水計画申請書を提出し、市長の承認を受け、あらかじめ使用者に通知すること。
- (7) 万一事故が発生したときは、臨機応変の処置を指定工事業者の責任において行うとともに、速やかに市長に報告すること。

5-2 土工事

工事は、関係法令を遵守して、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故や障害を起こすことがないように十分注意すること。

工事施工中には、工事場所の交通の安全等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて保安要員（交通整理員等）を配置すること。また、その工事の作業員の安全についても十分留意すること。

(1) 掘削

- ① 掘削に先立ち、地上及び地下構造物を調査し、必要に応じて関係者の立会いを求め、構造物の損傷又は舗装面積を拡大しないよう注意しなければならない。
- ② 舗装道路は、掘削に先立ち他の部分に影響を及ぼさないようカッターで縁切りを行うこと。
- ③ 深さが1.5mを超え、土質に見合った安息角を保ち得ない場所においては、必ず土留工を設け、舗装影響面積を拡大しないように注意すること。

- ④ 軟弱地盤の場所では、土留工を設けて掘削し、湧水のある場所ではその排水先にも注意すること。
 - ⑤ えぐり掘り（すかし掘り）を行ってはならない。
 - ⑥ 掘削敷は、不陸のないように仕上げ、砂によって均一に給水管を保護すること。
 - ⑦ 掘り出した土は、できるだけ掘削箇所から離して置き、埋戻し材料の混入を避け、作業等に支障のないようにすること。
 - ⑧ 道路の掘削は、当日中に仮復旧が完了できる範囲とすること。
 - ⑨ 道路を横断して掘削する場合は、片側の工事を完了し、その部分に交通を妨げない措置を講じた後、次の部分を掘削すること。
- (2) 埋め戻しと残土処理
- ① 道路の埋戻しは、給水管において、給水管の周囲及び、管底は5cm、管頂より上部へ10cmまでは砂とする。
 - ② 砂は、水締めとし、砕石は、1層の厚さが20cmとし、各層ごとに敷均し、ランマー及びその他の転圧機で十分転圧し、締固めること。
 - ③ 湧き水箇所では、十分な排水をした後、埋戻しを行うこと。
 - ④ 側溝等下部の埋戻しは、間隙が残らないよう十分つき固めること。
 - ⑤ 残土、砕石等は、当日中に速やかに搬出すること。
- (3) 仮復旧舗装
- ① 埋戻し完了後、舗装道路は全て仮復旧（加熱合材等）をしなければならない。なお、仮復旧は、その後の在来路面を保つよう転圧し仕上げること。
 - ② 非舗装道路の復旧は、道路管理者の指示に従い直ちに行い、在来路面となじみよく仕上げること。
 - ③ 舗装構成は、道路管理者の指示によるものとする。
 - ④ 仮復旧跡の路面には、白線等道路標示をペイント等により表示すること。
 - ⑤ 仮復旧の完了後、速やかに既設路面の汚れを清掃すること。
 - ⑥ 本復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を適宜巡回し、路面沈下、その他不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復をしなければ

ばならない。

(4) 本復旧工事

- ① 道路本復旧工事は、岐阜県標準仕様書等準拠して施工すること。
- ② 舗装の復旧幅は、掘削幅+影響幅（30cm+30cm）とする。また、舗装後3年以内の場合等は、道路管理者との協議の上、掘削幅+影響幅（掘削深+掘削深）とし、全面舗装若しくは半面舗装にて復旧する。なお、影響幅を考慮した上で、舗装残り幅（道路側溝、復旧跡等の舗装切れ目）が1m以下の場合はそこまでを舗装範囲とする。その他、特殊な状況については道路管理者との協議にて舗装範囲を決定する。

(5) その他

- ① 本復旧の時期は、仮復旧終了後、1か月から6か月までの間に実施すること。
- ② 補修責任は、完了後においても明らかに占用工事に起因すると認められるものは原因者において処理するものとする。

【第6章 給水装置工事の完成検査】

6-1 完成届等

完成届等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置工事が完成したときは、ただちに自社検査を実施し、給水装置工事完成届（様式第3号）に別紙1の自社検査及び検査写真（水圧テスト等）、完成図面、工事写真を添付し提出する。
- (2) 水圧テスト（0.75MPa 5分間）は、給水管道路分及び宅内分それぞれ速やかに実施し、検査写真を提出する。
- (3) 不可視部分については、あらかじめ撮影した写真を添付する。
- (4) 配水管から給水管を分岐した場合は、完成図面に配水管からの分岐位置、埋設深度及びその分岐からメーターまでの給水管の埋設位置、埋設深度等を明記する。
- (5) 道路を掘削した場合は、路面復旧後の写真を添付する。

6-2 工事写真

工事写真（カラー写真）の撮り方は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 基準線を決め、深さ、幅、寸法が明確になるようスタッフ等を利用して撮影する。
- (2) 各工種の作業が明確になるよう黒板等を利用して撮影する。
黒板記入事項（施工年月日、施工場所、施主の氏名、指定工事業者、配水管及び給水管の管種、管径、埋設深度、埋設位置等）
- (3) 配水管からの分岐位置、深度及びその分岐からメーターまでの給水管の埋設位置、埋設深度が、工事写真により確認できるように撮影する。

6-3 完成検査の実施及び工事検査手数料

完成検査の実施及び工事検査手数料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 完成検査は、別紙1による給水装置工事自社完成検査（以下「自社検査」という。）を原則とする。この場合は、工事検査手数料を徴収しない。ただし、申請者より検査の要望、店舗（飲食店等）、共同住宅、井戸併用住宅、受水槽及び高架水槽による給水は除く。
- (2) 完成検査及び再検査における指定工事業者の立会いは、当該給水装置工事を担当した給水装置工事主任技術者が立ち会うことを原則とする。

6-4 指摘箇所の処置

手直しを命じた箇所は、検査の日より起算して3日を限度に修復し、再度検査を受けるものとする。ただし、漏水箇所については、この限りでない。

【第7章 貯水槽水道】

7-1 貯水槽水道

貯水槽水道とは、水道事業者から供給される水のみを水源とし、その水を一旦受水槽に受けた後、建物の利用者に飲み水として供給される施設の総称。

そのうち、

- ① 「受水槽の有効容量が10m³を超える水道施設」は、簡易専用水道として水道法での管理の基準が定められている。
- ② 「受水槽の有効容量が10m³以下の水道施設」は、小規模貯水槽水道として、瑞穂市給水条例で管理の基準が規定されている。

受水槽の有効容量とは、最高水位との間に貯留され、適正に利用可能な容量をいう。

瑞穂市上水道事業から供給する水を水源とする飲み水として使用しない工業用水、消防用水の受水槽については、直結する受水槽として小規模貯水槽水道等設置届（様式第4号）を提出すること。

地下水（井戸水）を汲んで受水槽に溜めている場合は、貯水槽水道ではない。

(1) 小規模貯水槽水道等設置届

受水槽を新設、改造、撤去する場合は、小規模貯水槽水道等設置届（様式第4号）を提出し、市長の許可を得ること。

7-2 小規模貯水槽水道

簡易専用水道、専用水道、ビル管理法適用水道のいずれにも該当しない受水槽以下の水道設備である。

7-3 小規模貯水槽水道の構造設備基準

建築基準法施行令第129条の2及び建設省告示（昭和57年第1674号）に適合させるように努めるものとし、特に次の事項に留意すること。

(1) 受水槽

- ① 受水槽は、点検、清掃及び修理が容易で、かつ、常時人の出入りしない場所に設置すること。屋外に設ける場合はフェンス等で囲み、関係者以外立ち入ることができないようにすること。
- ② 受水槽は、床置型とし、天井、底及び周壁は外部から点検できるような十分なスペースを確保すること。

- ③ 受水槽の天井、底及び周壁は、建物の他の部分と兼用しないこと。
 - ④ 建築物の最下階で床下式又は屋外にあつて地盤面下の地下式、あるいは、建築躯体を利用したもので、汚水槽等衛生上有害なものの貯留又は処理に共する施設までの水平距離が5 m未満である場合は、これらの槽からの汚水等の侵入防止のために必要な措置を講じること。
 - ⑤ 受水槽内部は、給水管以外の管は貫通させないこと。
 - ⑥ 受水槽室が完全排水できない構造の場合は、受水槽に満水時の警報装置を設けること。
 - ⑦ 受水槽は、鉄筋コンクリート、鋼板、強化樹脂、その他堅固で、かつ、水質に悪影響を与えない材料を用い、完全に水密性を保つ構造とすること。
 - ⑧ マンホールは、内径60 cm以上の鍵付防水型とし各槽ごとに設けること。また、マンホール面は周囲の床面から10 cm以上高くすること。
 - ⑨ オーバーフロー管及び通気管は十分機能するものであり、昆虫等が入らない構造とすること。
 - ⑩ 受水槽への給水管には、吐水口空間を設けること。また、オーバーフロー管、水抜管には排水口空間を設けること。
 - ⑪ 受水槽の受水口と揚水口は対象位置に設置すること。
 - ⑫ 受水槽の容量は、1日使用量の4/10～6/10を標準とし、施設の利用状況に応じ、槽を2槽以上設けることが望ましい。
 - ⑬ 受水槽上部には、ボイラー、ポンプ、機械類、給油管、排水管等を直接設置しないこと。
 - ⑭ 給水管、排水管、電極棒等が受水槽の上部面に貫通して配管若しくは設備されている場合は、その貫通部分に汚染等の侵入を防ぐための防水措置を施すこと。
 - ⑮ 受水槽は、周囲にゴミや汚物の置場がなく、湧水や溜水に汚染されるおそれのない場所に設置すること。
- (2) 高置水槽
- ① 水槽室等の室内に設ける場合は、天井、床及び周壁との間は、外部から点検できるように十分なスペースを確保すること。
 - ② 建物の屋上等に設ける場合は、点検、清掃、修理が容易でかつ安全にできるよう

にすること。

- ③ 高置水槽の容量は、1日の使用量の1/10を標準とすること。
- ④ 高置水槽に用いる材料は、(1)の⑦に準ずること。
- ⑤ マンホール、オーバーフロー管、通気管は、(1)の⑧及び⑨、⑩に準ずること。

(3) 小規模貯水槽水道

- ① 小規模貯水槽水道は、当該小規模貯水槽水道以外の管及び設備と直接連結させないこと。
- ② 給水管は、汚染された液体や物質の中を貫通させないこと。また、その直下には埋設しないこと。
- ③ 給水管は、水質に悪影響を与えないものを使用すること。
- ④ 小規模貯水槽水道は、水撃作用の生じるものを使用しないこと。また、水撃作用が生じるおそれのある場合は、その防止措置を施すこと。
- ⑤ 給水管は、他の配管と明瞭に識別できる措置を施すこと。
- ⑥ 給水系統には、逆流、逆サイホン作用を生じさせないような設備をし、逆サイホン作用を生じるおそれのある器具、装置には、適切な防止措置を設けること。

【第8章 給水装置工事の事業の運営に関する基準】

8-1 給水装置工事の事業の運営に関する基準

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない（水道法第25条の8）。

水道法施行規則（抜粋）

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

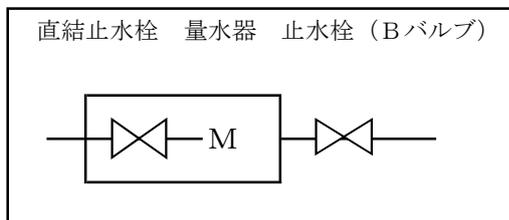
- 1 給水装置（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 3 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
- 5 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 6 施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称

- ロ 施行の場所
- ハ 施行完了年月日
- ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
- ホ 完成図
- ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

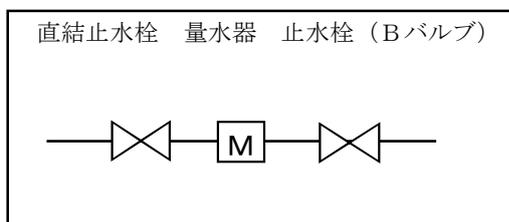
(2) 配水管及び給水管の管種の表示記号

名 称	表示記号
石綿セメント管	ACP
铸铁管	CIP
ダクタイル铸铁管 (モルタルライニング)	DIP
ダクタイル铸铁管 (エポキシ粉体塗装)	DIP E
水道用亜鉛めっき鋼管	SGP
硬質塩化ビニルライニング鋼管	VLP
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	PLP
ステンレス鋼管	SUS
硬質塩化ビニル管	VP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
ポリエチレン管	PP又はPEP
銅管	CU
鉛管	LP
架橋ポリエチレン管	XPEP
ポリブデン管	PBP

(3) 量水器周りの表示記号

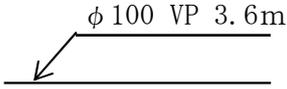
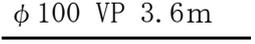


又は



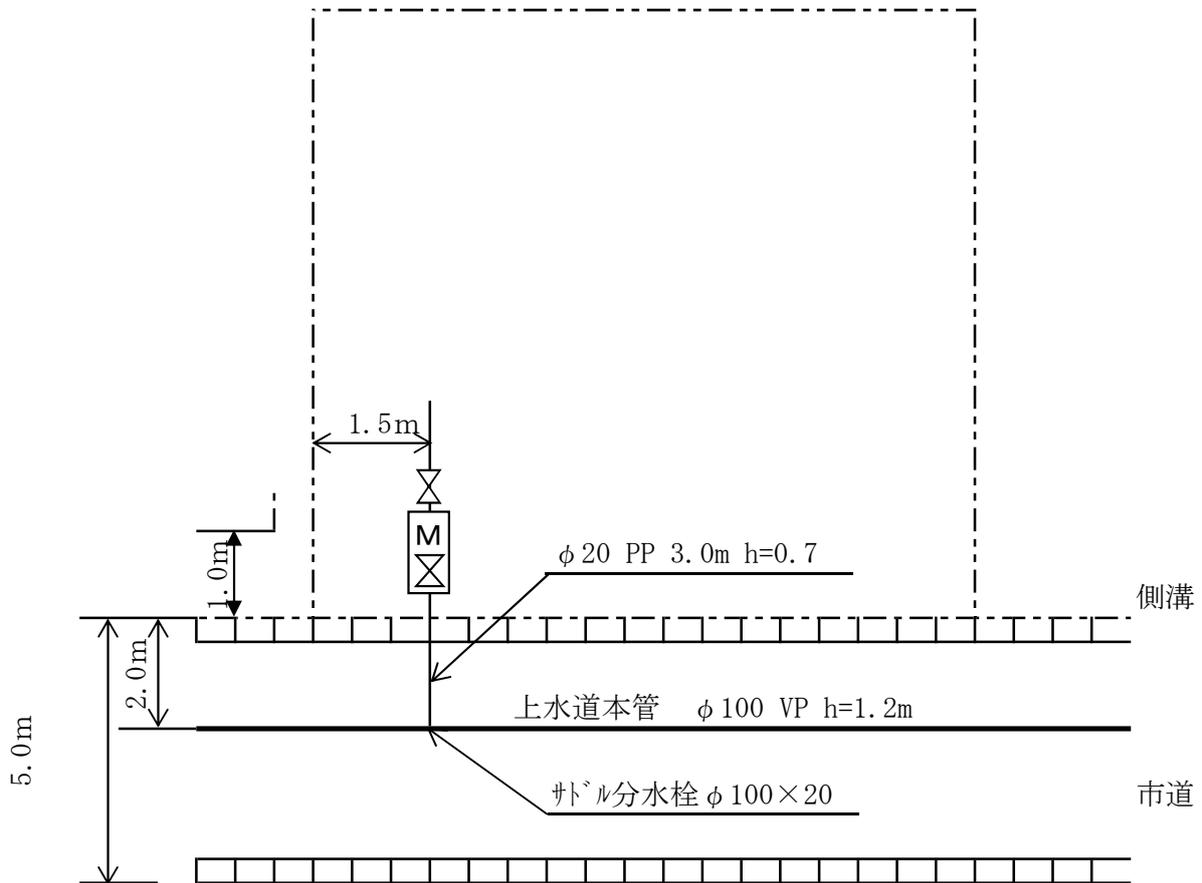
(4) 設計図の記載例

硬質塩化ビニル管 口径φ100mmの場合は、下記のように記載する。

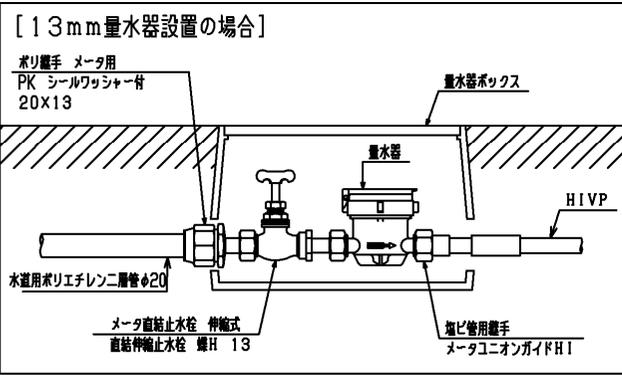
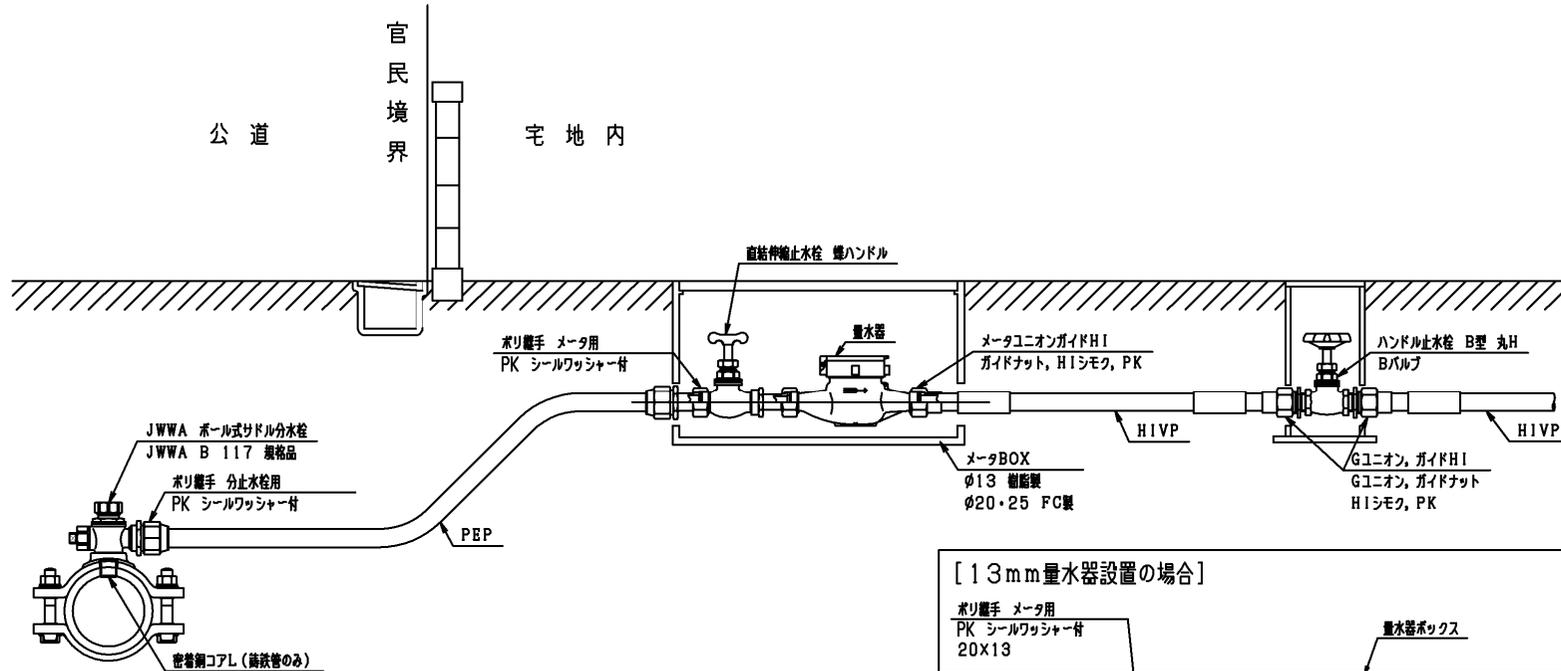
種 別	記載内容	記 載 例
配水管又は給水管	<ul style="list-style-type: none"> ・口径 ・管種 ・延長 ・埋設深度 	 又は 

市道部分記載例

配水管 φ100 VP 埋設深度 h = 1.2m (官民境界より2.0m) の場合
 給水管 φ20 PP 埋設深度 h = 0.7m (民境界より1.5m) の場合
 市道幅員 5.0m



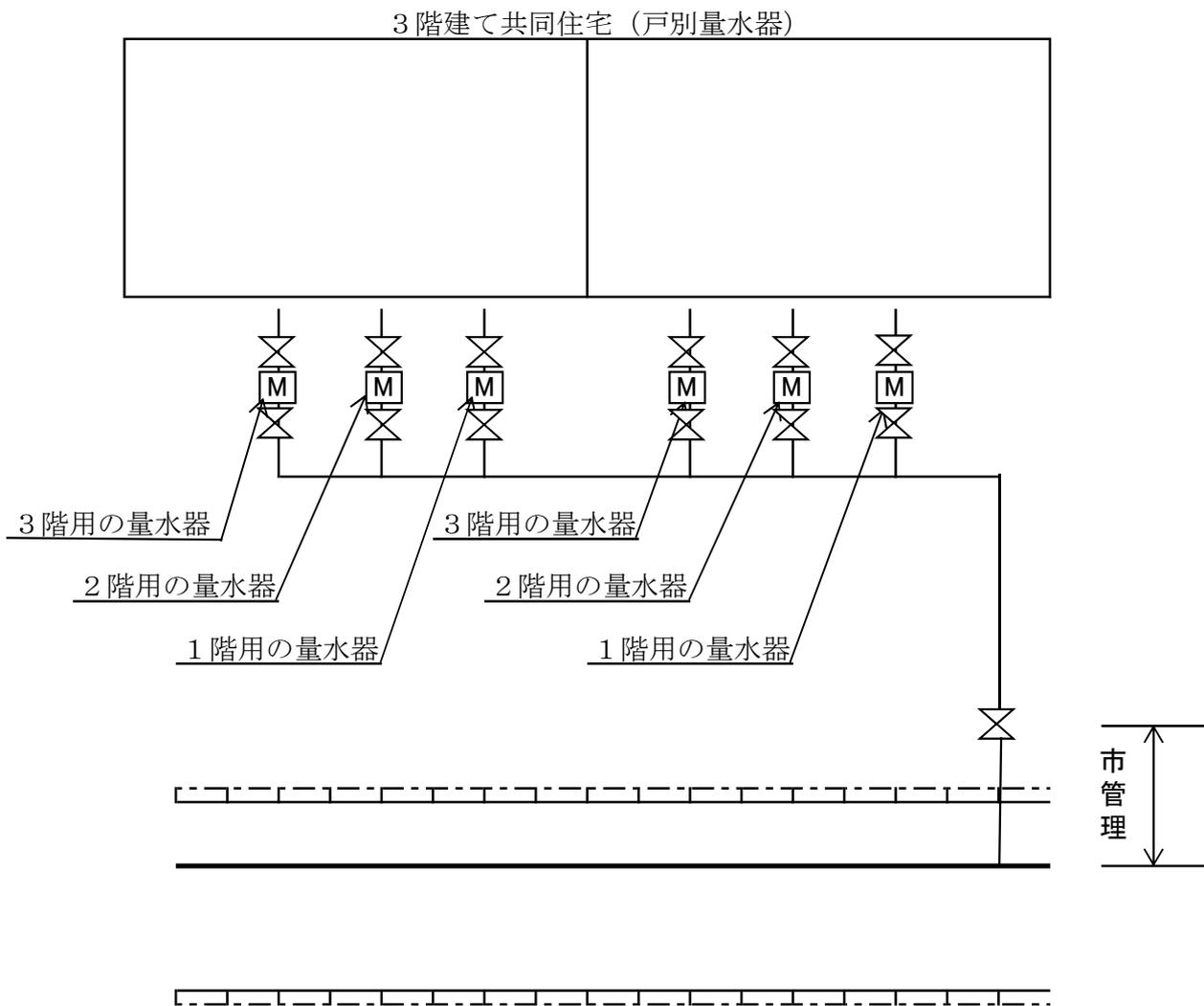
瑞穂市 標準配管図



注記
 1) 現地状況によりロングバンド類を使用可 (60°)

別紙2 共同住宅3階建て戸別量水器設置例

区 分	1 階	2 階	3 階
給水口径	φ 13mm以上	φ 13mm以上	φ 20mm以上
止水栓	直結止水栓	逆止弁付直結止水栓	逆止弁付直結止水栓
量水器ボックス蓋	青色	黒色	黒色
その他	蓋の裏側にはラベルを貼付け、部屋番号を明記すること。		
	量水器の後にB止水栓を設置。		
	量水器設置位置は、建物に向かって、右側から1階、2階、3階の順序で量水器を並べて設置。		



写真撮影要領

給水装置工事写真（道路分）

着工前の写真

添付写真

- ・着工前の状況を全景で撮影すること。
- ・黒板を入れて撮影
- ・道路掘削を行う場合、現況の舗装状況が分かる様に撮影すること。

着工前

黒板記入例

申請者氏名を記入

工事の種類を記入（新設・改造・撤去）

工事名	〇〇〇〇給水装置〇〇工事
施工場所	瑞穂市〇〇〇〇〇番地
工種	配水管分岐工事（着工前）
施工年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
施工業者名	〇〇〇〇〇〇

着工前

給水装置工事写真（道路分）

安全管理状況の写真

添付写真

- ・安全管理状況を全景で撮影すること。
- ・黒板を入れて撮影

安全管理状況

黒板記入例

申請者氏名を記入

工事の種類を記入（新設・改造・撤去）

工事名	〇〇〇〇給水装置〇〇工事
施工場所	瑞穂市〇〇〇〇〇番地
工種	配水管分岐工事（安全管理）
施工年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
施工業者名	〇〇〇〇〇〇

安全管理状況

給水装置工事写真（道路分）

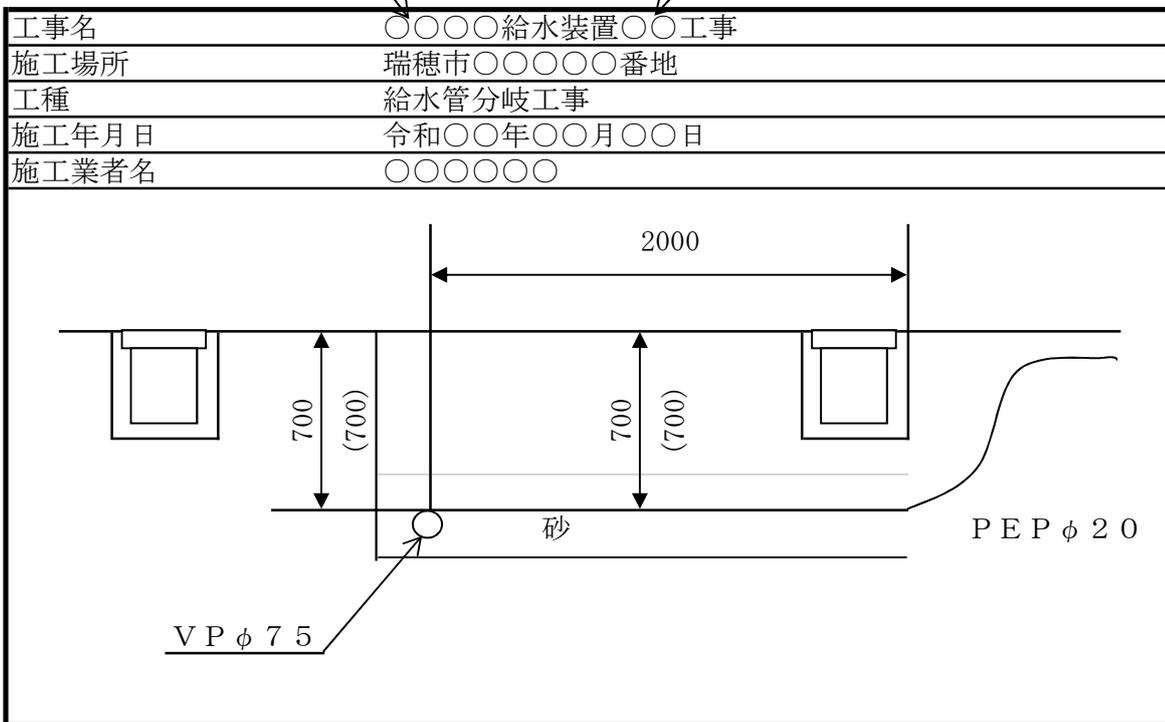
配水管から分岐した給水管の分岐部分の写真

<p>添付写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真は、配水管及び給水管の埋設深度及び埋設明示シートの布設状況がわかるよう撮影すること。（埋設深度は、スタッフ等により、測定対象物に正確にあて測定寸法がわかるように撮影すること。） ・写真撮影には、対象物の略図を書き、表示の箇所、設計値、測定値を対象記入した黒板を同時撮影すること。 ・黒板の記入内容が分かる様、黒板のズーム写真を撮影すること。 ・水圧測定後、穿孔施工時に穿孔片の取り残しが無いか確認し、写真管理すること。 	<p>配水管の埋設位置 北側側溝より2.0m</p> <p>配水管の埋設深度 0.7m</p> <p>給水管の埋設深度 0.7m</p>
---	--

黒板記入例

申請者氏名を記入

工事の種類を記入（新設・改造・撤去）



※配水管と給水管の口径及び埋設深度及び位置を記入すること。
 ※土被りについて、設計値及び測定値を対象記入する場合は、（ ）内に測定値を記入すること。

給水装置工事写真（道路分）

配水管から分岐した給水管の水圧テスト状況写真

添付写真

- ・サドル分水栓設置完了時（穿孔前）に、サドル分水栓から直結止水栓手前（内部コマが水圧測定の支障になる為）までの水圧テスト（0.75MPa、5分間）を行い、実施状況がわかるよう全体を撮影する事。
- ・サドル分水栓設置完了時とサドル分水栓から直結止水栓までの水圧テスト写真は別で管理してもよい。

水圧テスト

水圧 0.75MPa

5分間

黒板記入例

申請者氏名を記入

工事の種類を記入（新設・改造・撤去）

工事名	〇〇〇〇給水装置〇〇工事
施工場所	瑞穂市〇〇〇〇〇番地
工種	水圧テスト（分水サドル～直結止水栓まで）
施工年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
施工業者名	〇〇〇〇〇〇

水圧テスト実施状況

水圧 0.75MPa

5分間

給水装置工事写真（道路分）

配水管から分岐した給水管の砂巻き、埋戻し状況写真

添付写真

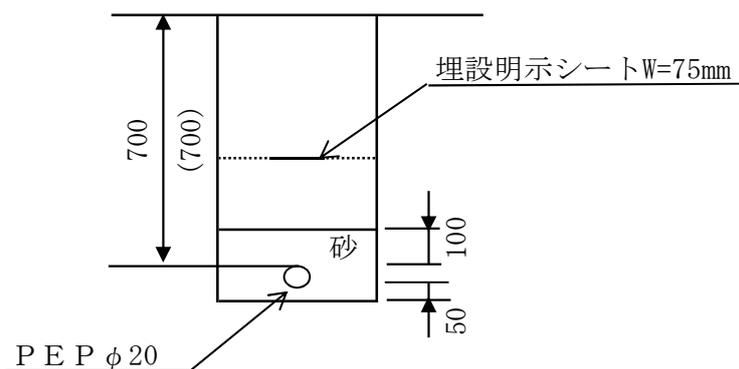
- ・砂巻き、埋戻し状況を撮影すること。
- ・埋設明示シート設置状況を1層目埋戻し後撮影すること。
- ・埋設明示シートの位置は、特殊な状況を除き給水管管頂からH=300に設置すること。
- ・県道、国道等では、道路管理者の指示に従うこと。

黒板記入例

申請者氏名を記入

工事の種類を記入（新設・改造・撤去）

工事名	〇〇〇〇給水装置〇〇工事
施工場所	瑞穂市〇〇〇〇番地
工種	配水管分岐工事（砂巻き、埋戻し）
施工年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
施工業者名	〇〇〇〇〇〇



※配水管と給水管の口径及び埋設深度及び位置を記入すること。

※土被りについて、設計値及び測定値を対象記入する場合は、（ ）内に測定値を記入すること。

給水装置工事写真（道路分）

配水管から分岐した給水管の舗装復旧後の路面状況写真。

添付写真

舗装厚 $t = 50\text{mm}$

- ・ 舗装復旧施工の管理写真を撮影すること。（仮復旧及び本復旧）
 - ・ 舗装切断、舗装撤去
 - ・ 乳剤散布（本復旧）
 - ・ 舗装打設状況
 - ・ 転圧状況
- ・ 舗装復旧後の路面状況写真を添付。（仮復旧及び本復旧）
 - ・ 完成
（舗装残存幅が1 m以上ある場合、スタッフ等を当てて撮影すること。）

黒板記入例

申請者氏名を記入

工事の種類を記入（新設・改造・撤去）

工事名	〇〇〇〇給水装置〇〇工事
施工場所	瑞穂市〇〇〇〇〇番地
工種	配水管分岐工事（路面復旧）
施工年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
施工業者名	〇〇〇〇〇〇

（路面復旧写真）

給水装置工事写真（宅内分）

宅地内の給水管の埋設状況写真

添付写真

- ・写真は、給水管の埋設深度及び保護砂等による給水管の保護状況がわかるよう撮影すること。埋設深度は、スタッフ等により、測定対象物に正確にあて、計画地上高から測定寸法がわかるように撮影すること。
- ・写真撮影には、対象物の略図を書き、表示の箇所、設計値、測定値を対象記入した黒板を同時撮影すること。

給水管の埋設深度

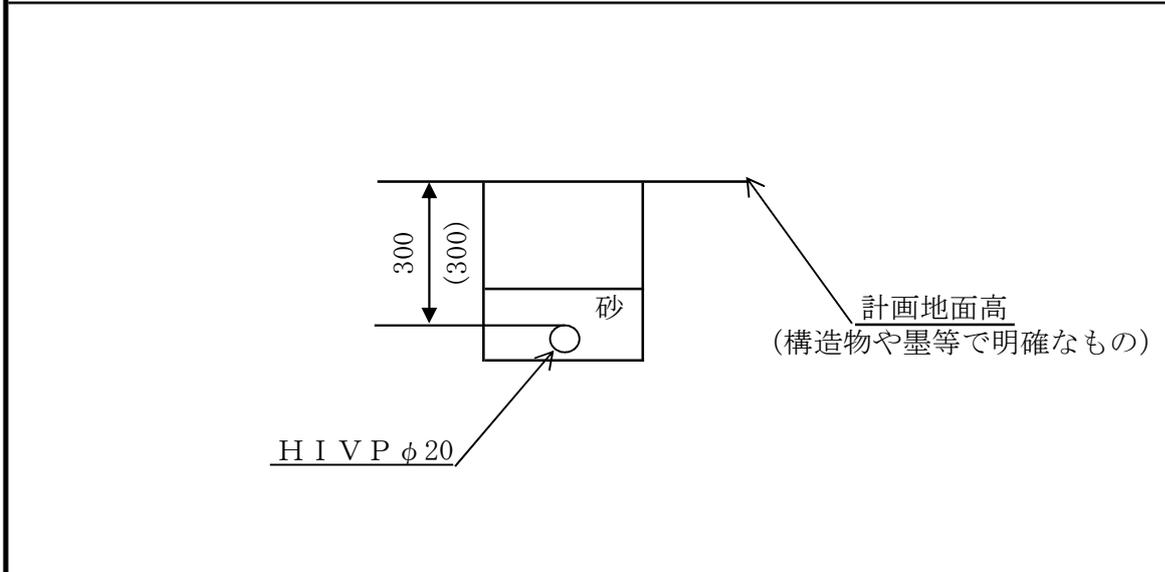
0.3m

黒板記入例

申請者氏名を記入

工事の種類を記入（新設・改造・撤去）

工事名	〇〇〇〇給水装置〇〇工事
施工場所	瑞穂市〇〇〇〇〇番地
工種	宅地内配管工事
施工年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
施工業者名	〇〇〇〇〇〇



※宅地内に配管した給水管の埋設深度および撮影した場所がわかるように記入すること。
 ※埋設深度について、設計値及び測定値を対象記入する場合は、（ ）内に測定値を記入すること。

給水装置工事写真（宅内分）

量水器設置状況写真

添付写真

- ・オフセット写真は、量水器の設置位置・状況がわかるようにスタッフや帯尺等を使用し、寸法値が確認できるように当て黑板に状況を記入し撮影すること。
- ・黑板には、必ず量水器番号を明記すること。

量水器の設置位置

隣地境界より1.5m

公私境界より1.0m

量水器番号

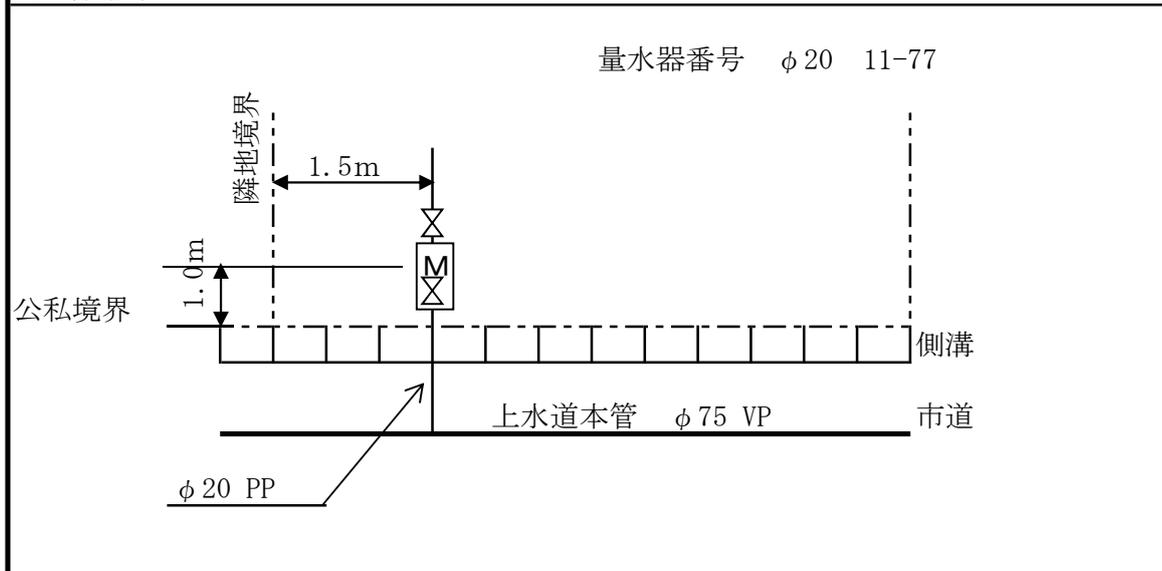
例 φ20 20-77

黑板記入例

申請者氏名を記入

工事の種類を記入（新設・改造・撤去）

工事名	〇〇〇〇給水装置〇〇工事
施工場所	瑞穂市〇〇〇〇番地
工種	量水器設置状況
施工年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
施工業者名	〇〇〇〇〇〇



給水装置工事写真（宅内分）

宅内の給水管の水圧テスト状況写真

添付写真

・宅内分の水圧テスト（0.75MPa、5分間）を行い、実施状況がわかるよう全体を撮影する事。

水圧テスト

水圧 0.75MPa

5分間

黒板記入例

申請者氏名を記入

工事の種類を記入（新設・改造・撤去）

工事名	〇〇〇〇給水装置〇〇工事
施工場所	瑞穂市〇〇〇〇〇番地
工種	水圧テスト（宅内分）
施工年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
施工業者名	〇〇〇〇〇〇

水圧テスト実施状況

水圧 0.75MPa

5分間